

# No. 1

令和元年 1 2 月

戸田市議会定例会議案

埼玉県戸田市

# 目 次

報告第16号	専決処分の承認を求めることについて	1頁
議案第42号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	8頁
議案第43号	市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する 条例	27頁
議案第44号	令和元年度戸田市一般会計補正予算（第6号）	別冊 No. 2
議案第45号	令和元年度戸田市市民医療センター特別会計補正予算 （第1号）	別冊 No. 2
議案第46号	令和元年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計 補正予算（第2号）	別冊 No. 2
議案第47号	令和元年度戸田市在宅介護支援事業特別会計補正予算 （第1号）	別冊 No. 2
議案第48号	令和元年度戸田市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊 No. 3
議案第49号	令和元年度戸田市下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊 No. 3
議案第50号	公益的法人等への戸田市職員の派遣等に関する条例	28頁
議案第51号	戸田市防災減災基金条例	33頁
議案第52号	戸田市情報公開条例及び戸田市個人情報保護条例の一部 を改正する条例	34頁
議案第53号	戸田市手数料条例の一部を改正する条例	35頁
議案第54号	戸田市スポーツセンター条例の一部を改正する条例	36頁

議案第55号	戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例の一部を改正する条例	39頁
議案第56号	戸田市青少年の広場条例の一部を改正する条例	54頁
議案第57号	戸田市奨学資金条例の一部を改正する条例	55頁
議案第58号	戸田市学校運営協議会委員の報酬及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	56頁
議案第59号	戸田市スポーツセンター屋内プール新築工事請負変更契約について	57頁
議案第60号	図書館・郷土博物館設備改修工事請負変更契約について	58頁
議案第61号	新曽中学校教室棟（北校舎）増築等工事請負変更契約について	59頁
議案第62号	訴訟上の和解について	60頁
議案第63号	指定管理者の指定について	61頁
議案第64号	指定管理者の指定について	62頁
議案第65号	指定管理者の指定について	63頁
議案第66号	戸田市の特定の事務を取り扱う郵便局の事務を取り扱う期間の変更及び指定の取消しについて	64頁
議案第67号	令和元年度戸田市一般会計補正予算（第7号）	別冊 No. 4
議案第68号	令和元年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	別冊 No. 4
議案第69号	令和元年度戸田市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）	別冊 No. 4

- 議案第70号 令和元年度戸田市火災共済事業特別会計補正予算（第1号）…………… 別冊 No. 4
- 議案第71号 令和元年度戸田市介護保険特別会計補正予算（第3号）…… 別冊 No. 4
- 議案第72号 令和元年度戸田市水道事業会計補正予算（第2号）…………… 別冊 No. 5
- 議案第73号 令和元年度戸田市下水道事業会計補正予算（第2号）…………… 別冊 No. 5

報告第16号

専決処分の承認を求めることについて

令和元年度戸田市一般会計補正予算（第5号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年11月22日提出

戸田市長 菅原文仁

専決第1号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和元年度戸田市一般会計補正予算（第5号）

令和元年10月31日

戸田市長 菅原文仁

令和元年度戸田市一般会計補正予算（第5号）

令和元年度戸田市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ156,921千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,868,165千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円) 一

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		2,288,750	156,921	2,445,671
	1 基金繰入金	2,282,641	156,921	2,439,562
歳入合計		56,711,244	156,921	56,868,165

般

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		5,088,632	156,921	5,245,553
	4 都市計画費	3,409,762	156,921	3,566,683
歳出合計		56,711,244	156,921	56,868,165



## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
19繰入金	2,288,750	156,921	2,445,671
歳入合計	56,711,244	156,921	56,868,165

一般

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8土木費	5,088,632	156,921	5,245,553				156,921
歳出合計	56,711,244	156,921	56,868,165				156,921

2 歳 入

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	1,177,000	156,921	1,333,921	1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	156,921	1 財政調整基金繰入金 156,921 既定額 1,177,000 補正額 156,921
計	2,282,641	156,921	2,439,562			

般

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

3 歳 出

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
6 公 園 費	737,026	156,921	893,947				156,921	11 需 用 費	6,600	3. 公園維持管理費（みどり公園課） 156,921 11需用費 6,600 ・ 修繕料 ( 6,600) 既定額 47,773 補正額 6,600 13委託料 150,321 既定額 364,110 補正額 150,321 ・ 彩湖・道満グリーンパーク園 内土砂清掃等業務
							156,921	13 委 託 料	150,321	
計	3,409,762	156,921	3,566,683				156,921			

般

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

## 議案第42号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第17条の5第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に改める。

別表第1、別表第3及び別表第4を別記のように改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条の2第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第17条の3第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第17条の5第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第18条第6項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第3条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の4第1項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「3,000円」を「16,000円」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「10,000円を」を「27,000円を」に、「17,200円」を「17,000円」に、「10,000円に」を「11,000円に」に改め、同号イ中「10,000円」を「27,000円」に、「2,800円」を「16,000円」に改め、「(その額が7,500円に満たないときは7,500円とする。)」を削る。

第17条の5第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第12条及び第13条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(戸田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 戸田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「374,000」を「375,000」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条及び第5条の規定 公布の日
- (2) 第2条及び第4条の規定 令和元年12月14日
- (3) 第3条の規定 令和2年4月1日

2 第1条の規定(職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第17条の5第2項の改正規定を除く。附則第4項において同じ。)による改正後の給与条例の規定及び第5条の規定による改正後の戸田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(附則第4項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、平成31年4月1日(次項において「切替日」という。)から適用する。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第5条の規定による改正前の戸田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

5 第3条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の

前日において同条の規定による改正前の給与条例第9条の4の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(規則で定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の給与条例第9条の4の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 第3条の規定による改正後の給与条例第9条の4第1項第1号に該当しないこととなる職員
  - (2) 旧手当額から第3条の規定による改正後の給与条例第9条の4第1項第1号の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員  
(委任)
- 6 前3項に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和元年11月22日提出

戸田市長 菅原文仁

## 別表第1 (第3条関係)

## 行政職給料表

職員の区分	号俸\職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000

35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	468,900
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	469,200
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	469,500
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	469,800
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	470,100
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	470,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	470,700
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	471,000
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	471,300
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	471,600
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	471,900
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	472,200
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	472,500
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	472,800
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	473,100
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	473,400
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	445,200	473,700
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	445,500	474,000
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	445,800	474,300
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	446,100	474,600
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	446,400	474,900
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	446,700	475,200
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	447,000	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	447,300	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	447,600	
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	447,900	
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	448,200	
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	448,500	



74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	448,800	
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	449,100	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	449,400	
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	449,700	
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	450,000	
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	450,300	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	450,600	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	450,900	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	451,200	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	451,500	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	451,800	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	452,100	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	410,500	452,400	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	410,800		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	411,100		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	411,400		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	411,700		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	412,000		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	412,300		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	412,600		
94		294,900	342,600	381,400	393,300	412,900		
95		295,200	343,100	381,800	393,600	413,200		
96		295,600	343,500	382,200	393,900	413,500		
97		295,800	343,700	382,600	394,200	413,800		
98		296,100	344,100	383,000	394,500	414,100		
99		296,500	344,500	383,400	394,800	414,400		
100		296,900	344,800	383,800	395,100	414,700		
101		297,100	345,100	384,200	395,400	415,000		
102		297,400	345,500	384,600	395,700	415,300		
103		297,800	345,900	385,000	396,000	415,600		
104		298,100	346,300	385,400	396,300	415,900		
105		298,300	346,800	385,800	396,600	416,200		
106		298,600	347,200	386,200	396,900	416,500		
107		299,000	347,600	386,600	397,200	416,800		
108		299,300	348,000	387,000	397,500	417,100		
109		299,500	348,500	387,400	397,800	417,400		
110		299,900	348,900	387,800	398,100	417,700		
111		300,300	349,200	388,200	398,400	418,000		
112		300,600	349,500	388,600	398,700	418,300		

113		300,800	350,000	389,000	399,000	418,600			
114		301,000	350,300	389,400	399,300	418,900			
115		301,300	350,600	389,800	399,600	419,200			
116		301,700	350,900	390,200	399,900	419,500			
117		301,900	351,200	390,600	400,200	419,800			
118		302,100	351,500	391,000	400,500	420,100			
119		302,400	351,800	391,400	400,800	420,400			
120		302,700	352,100	391,800	401,100	420,700			
121		303,100	352,400	392,100	401,400	421,000			
122		303,300	352,700	392,400	401,700	421,300			
123		303,600	353,000	392,700	402,000	421,600			
124		303,900	353,300	393,000	402,300	421,900			
125		304,200	353,600	393,300	402,600				
126			353,900	393,600	402,900				
127			354,200	393,900	403,200				
128			354,500	394,200	403,500				
129			354,800	394,500	403,800				
130			355,100	394,800	404,100				
131			355,400	395,100	404,400				
132			355,700	395,400	404,700				
133			356,000	395,700	405,000				
134			356,300	396,000	405,300				
135			356,600	396,300	405,600				
136			356,900	396,600	405,900				
137			357,200	396,900	406,200				
138			357,500	397,200	406,500				
139			357,800	397,500	406,800				
140			358,100	397,800					
141			358,400	398,100					
142			358,700	398,400					
143			359,000	398,700					
144			359,300	399,000					
145			359,600	399,300					
146				399,600					
147				399,900					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

## 別表第3（第3条関係）

## 医療職給料表（2）

職員の区分	号俸\職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以 外の職員		円	円	円	円	円
	1	173,600	223,600	249,600	281,000	327,000
	2	175,500	225,200	250,800	282,900	329,000
	3	177,400	226,800	252,000	285,000	331,200
	4	179,200	228,400	253,400	287,000	333,400
	5	181,000	229,800	254,600	289,100	335,200
	6	182,900	231,400	255,800	291,200	337,400
	7	184,700	232,900	257,000	293,100	339,400
	8	186,200	234,500	258,000	295,100	341,600
	9	188,400	235,600	259,300	297,100	343,400
	10	190,000	237,100	260,100	299,100	345,500
	11	191,600	238,500	261,100	301,100	347,600
	12	193,200	239,700	262,100	303,100	349,700
	13	194,700	241,300	263,400	305,100	351,200
	14	196,200	242,700	264,600	307,000	353,200
	15	197,800	243,900	266,200	309,100	355,100
	16	199,300	245,300	267,600	311,100	357,100
	17	200,900	246,100	269,100	313,100	358,900
	18	202,600	247,300	270,800	315,100	360,900
	19	204,200	248,500	272,500	317,200	362,900
	20	205,900	249,600	274,200	319,300	364,900
	21	207,300	251,000	276,000	321,100	366,700
	22	208,900	251,900	277,700	323,100	368,700
	23	210,500	252,900	279,400	324,900	370,800
	24	212,100	254,000	281,000	326,900	372,900
	25	213,500	255,200	282,800	328,600	374,300
	26	215,100	256,400	284,500	330,500	376,100
	27	216,800	257,800	286,300	332,500	377,900
	28	218,500	259,300	287,900	334,500	379,600
	29	219,800	260,700	289,600	335,800	381,400
	30	221,300	262,300	291,400	337,600	382,900
	31	222,700	263,900	293,200	339,300	384,500
	32	224,200	265,400	295,100	341,100	386,200
	33	225,600	266,800	296,800	342,800	387,500
	34	227,000	268,500	298,500	344,600	388,800
35	228,300	270,100	300,300	346,500	390,100	

36	229,600	271,700	302,100	348,300	391,300
37	230,900	273,200	303,400	350,100	392,400
38	232,300	274,700	305,100	351,800	393,600
39	233,800	276,300	306,600	353,400	394,700
40	235,200	277,700	308,200	355,100	395,800
41	236,200	279,200	309,900	356,300	396,600
42	237,500	280,800	311,600	357,400	397,400
43	238,500	282,500	313,200	358,600	398,200
44	239,700	284,200	314,900	359,800	399,000
45	241,000	285,700	315,800	361,000	399,400
46	242,300	287,400	317,200	361,800	400,000
47	243,400	289,100	318,700	363,000	400,500
48	244,700	290,700	320,300	364,100	400,900
49	246,000	291,900	321,700	365,100	401,300
50	247,000	293,500	323,000	366,100	401,600
51	248,200	294,800	324,200	367,100	401,900
52	249,300	296,400	325,500	368,100	402,200
53	250,400	297,700	326,600	368,900	402,500
54	251,700	299,200	327,600	369,700	402,800
55	253,000	300,600	328,700	370,600	403,100
56	254,200	302,100	329,700	371,500	403,400
57	255,800	303,100	330,200	372,000	403,700
58	257,200	304,300	331,100	372,800	404,000
59	258,400	305,500	331,900	373,600	404,300
60	259,600	306,900	332,800	374,400	404,700
61	260,700	308,200	333,600	374,800	404,900
62	262,000	309,400	333,900	375,500	405,200
63	263,300	310,700	334,500	376,200	405,500
64	264,400	311,900	335,200	376,900	405,800
65	265,200	313,300	335,800	377,300	406,000
66	266,500	314,100	336,500	377,900	406,300
67	267,800	314,900	337,200	378,600	406,600
68	269,100	315,700	337,900	379,200	406,900
69	270,000	316,300	338,600	379,600	407,200
70	271,200	317,000	339,100	380,100	407,500
71	272,500	317,700	339,700	380,600	407,800
72	273,800	318,300	340,300	381,100	408,100
73	274,600	319,000	340,600	381,700	408,400
74	275,700	319,200	341,200	382,200	408,700
75	276,600	319,800	341,700	382,800	409,000

76	277, 700	320, 400	342, 300	383, 400	409, 300
77	278, 700	321, 000	342, 800	383, 900	409, 600
78	279, 700	321, 500	343, 300	384, 400	409, 900
79	280, 800	322, 000	343, 800	384, 900	410, 200
80	281, 900	322, 500	344, 200	385, 400	410, 500
81	282, 500	323, 100	344, 500	385, 700	
82	283, 200	323, 600	344, 800	386, 200	
83	283, 700	324, 000	345, 200	386, 600	
84	284, 500	324, 500	345, 500	387, 000	
85	285, 300	325, 000	346, 000	387, 400	
86	285, 900	325, 400	346, 300	387, 700	
87	286, 500	325, 600	346, 600	388, 000	
88	287, 100	326, 000	346, 900	388, 300	
89	287, 800	326, 400	347, 300	388, 600	
90	288, 300	326, 800	347, 600	388, 900	
91	288, 700	327, 200	348, 000	389, 200	
92	289, 100	327, 600	348, 300	389, 500	
93	289, 300	327, 900	348, 700	389, 800	
94	289, 500	328, 100	349, 000	390, 100	
95	289, 700	328, 500	349, 300	390, 400	
96	289, 900	328, 800	349, 600	390, 700	
97	290, 300	329, 000	349, 900	391, 000	
98	290, 500	329, 300	350, 300	391, 300	
99	290, 700	329, 600	350, 700	391, 600	
100	290, 900	329, 900	351, 100	391, 900	
101	291, 300	330, 100	351, 600	392, 200	
102	291, 500	330, 400	352, 000	392, 500	
103	291, 700	330, 800	352, 400	392, 800	
104	292, 000	331, 000	352, 800	393, 100	
105	292, 400	331, 200	353, 300	393, 400	
106	292, 700	331, 400	353, 600	393, 700	
107	292, 900	331, 800	353, 900	394, 000	
108	293, 200	332, 000	354, 200	394, 300	
109	293, 500	332, 200	354, 500	394, 600	
110	293, 700	332, 600	354, 800	394, 900	
111	293, 900	333, 000	355, 100	395, 200	
112	294, 200	333, 400	355, 400	395, 500	
113	294, 500	333, 600	355, 700	395, 800	
114		333, 900	356, 000	396, 100	
115		334, 200	356, 300	396, 400	

116		334,500	356,600	396,700	
117		334,800	356,900	397,000	
118		335,100	357,200	397,300	
119		335,400	357,500	397,600	
120		335,700	357,800	397,900	
121		336,000	358,100	398,200	
122		336,300	358,400	398,500	
123		336,600	358,700	398,800	
124		336,900	359,000		
125		337,200	359,300		
126		337,500	359,600		
127		337,800	359,900		
128		338,100	360,200		
129		338,400	360,500		
130		338,700	360,800		
131		339,000	361,100		
132		339,300	361,400		
133		339,600	361,700		
134		339,900	362,000		
135		340,200	362,300		
136		340,500	362,600		
137		340,800	362,900		
138		341,100	363,200		
139		341,400	363,500		
140		341,700	363,800		
141		342,000	364,100		
142		342,300	364,400		
143		342,600	364,700		
144		342,900	365,000		
145		343,200	365,300		
146		343,500	365,600		
147		343,800	365,900		
148			366,200		
149			366,500		
150			366,800		
151			367,100		
152			367,400		
153			367,700		
154			368,000		
155			368,300		

156			368,600		
157			368,900		
158			369,200		
159			369,500		
160			369,800		
161			370,100		
162			370,400		
163			370,700		
164			371,000		
165			371,300		
166			371,600		
167			371,900		
168			372,200		
169			372,500		
170			372,800		
171			373,100		
172			373,400		
173			373,700		
174			374,000		
175			374,300		
176			374,600		
177			374,900		
178			375,200		
179			375,500		
180			375,800		
181			376,100		
182			376,400		
183			376,700		
184			377,000		
185			377,300		
186			377,600		
187			377,900		
188			378,200		
189			378,500		
190			378,800		
191			379,100		
192			379,400		
193			379,700		
194			380,000		
195			380,300		

196			380,600			
197			380,900			
198			381,200			
199			381,500			
200			381,800			
201			382,100			
202			382,400			
203			382,700			
204			383,000			
205			383,300			
206			383,600			
207			383,900			
208			384,200			
209			384,500			
210			384,800			
211			385,100			
212			385,400			
213			385,700			
214			386,000			
215			386,300			
216			386,600			
217			386,900			
218			387,200			
219			387,500			
220			387,800			
221			388,100			
222			388,400			
223			388,700			
224			389,000			
225			389,300			
226			389,600			
227			389,900			
228			390,200			
再任用職員		215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

備考 この表は、市民医療センターに勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士及び歯科衛生士に適用する。



## 別表第4（第3条関係）

## 医療職給料表（3）

職員の区分	号俸\職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以 外の職員		円	円	円	円	円
	1	165,300	240,200	262,700	287,100	330,100
	2	166,700	242,000	263,700	288,800	332,200
	3	168,200	243,800	264,600	290,400	334,200
	4	169,600	245,600	265,700	292,200	336,400
	5	171,000	247,000	266,200	293,900	338,400
	6	172,500	248,300	267,200	295,700	340,500
	7	174,000	249,400	268,000	297,400	342,600
	8	175,500	250,700	268,900	299,100	344,700
	9	176,700	251,700	270,000	301,000	346,200
	10	178,400	252,700	270,700	302,700	348,200
	11	180,000	253,600	271,800	304,400	350,100
	12	181,500	254,500	273,000	306,100	352,100
	13	182,900	255,700	274,300	307,600	354,000
	14	184,900	256,800	275,400	309,200	356,100
	15	186,900	257,600	276,600	311,000	358,200
	16	188,900	258,600	278,000	312,800	360,200
	17	191,000	259,100	279,300	314,500	362,200
	18	192,400	260,000	280,600	316,100	364,200
	19	194,500	261,000	281,600	317,800	366,300
	20	196,600	261,800	282,800	319,500	368,400
	21	198,600	262,700	284,400	320,900	370,100
	22	200,700	263,600	286,000	322,400	372,200
	23	203,000	264,500	287,300	323,900	374,300
	24	205,300	265,500	288,600	325,400	376,300
	25	207,500	266,700	289,900	326,800	378,300
	26	209,800	267,600	291,500	328,200	379,900
	27	211,200	268,800	293,200	329,700	381,800
	28	212,600	270,000	294,700	331,300	383,700
	29	213,800	271,200	296,000	332,400	385,500
	30	215,200	272,600	297,600	333,900	387,200
	31	216,600	274,100	299,200	335,300	389,100
	32	218,100	275,400	300,900	336,800	390,900
	33	219,300	277,000	302,300	338,400	392,600
34	220,700	278,400	303,800	339,900	394,300	

35	222,200	279,600	305,400	341,500	396,100
36	223,700	280,800	307,000	343,000	397,800
37	225,200	282,400	308,300	344,700	399,400
38	226,300	283,600	309,700	346,300	401,100
39	228,000	285,000	311,100	347,800	402,900
40	229,700	286,200	312,700	349,400	404,700
41	231,400	287,500	314,200	350,600	406,200
42	232,700	289,000	315,600	352,100	407,700
43	234,400	290,500	317,000	353,600	409,200
44	236,100	292,100	318,500	355,000	410,500
45	237,800	293,400	319,300	356,600	411,600
46	239,400	294,800	320,700	357,600	412,700
47	240,800	296,300	322,100	359,100	413,800
48	242,100	297,800	323,600	360,400	415,000
49	243,200	298,900	324,700	361,800	416,300
50	244,400	300,200	326,100	363,200	417,400
51	245,500	301,400	327,400	364,500	418,600
52	246,400	302,800	328,700	365,900	419,700
53	247,500	304,200	330,100	367,400	420,900
54	248,400	305,500	331,500	368,600	421,900
55	249,500	306,900	332,900	369,700	423,000
56	250,400	308,300	334,200	370,900	424,100
57	251,500	309,100	335,100	372,000	425,200
58	251,900	310,300	336,400	372,900	425,700
59	252,800	311,500	337,600	373,900	426,300
60	253,700	312,900	338,900	374,900	426,700
61	254,400	314,000	340,000	375,500	427,300
62	255,200	315,300	340,900	376,300	427,800
63	256,100	316,600	342,100	377,100	428,200
64	257,000	317,800	343,400	377,900	428,700
65	258,000	319,100	344,500	378,600	429,300
66	259,000	320,400	345,700	379,300	429,700
67	260,000	321,700	346,900	380,100	430,000
68	261,200	323,000	348,000	380,800	430,300
69	262,400	323,700	349,000	381,400	430,700
70	263,500	324,800	350,000	382,000	
71	264,900	325,900	351,100	382,700	
72	266,200	326,800	352,200	383,300	
73	267,500	328,100	353,000	384,000	

74	269,000	328,800	354,100	384,500	
75	270,500	329,900	355,200	385,100	
76	271,900	331,100	356,300	385,600	
77	273,300	332,200	357,000	386,000	
78	274,700	333,400	357,800	386,600	
79	276,000	334,500	358,600	387,100	
80	277,400	335,700	359,300	387,400	
81	278,500	336,800	359,900	387,700	
82	279,900	337,900	360,400	388,200	
83	281,400	338,900	361,000	388,600	
84	282,900	340,000	361,500	388,900	
85	284,400	340,900	362,100	389,200	
86	285,500	341,900	362,600	389,700	
87	287,000	342,800	363,200	390,200	
88	288,500	343,800	363,700	390,600	
89	289,900	344,800	364,100	390,900	
90	290,900	345,600	364,500	391,300	
91	292,300	346,400	365,100	391,800	
92	293,500	347,200	365,600	392,200	
93	294,800	347,800	365,900	392,600	
94	296,200	348,400	366,400	392,900	
95	297,500	349,100	366,800	393,200	
96	298,700	349,700	367,100	393,500	
97	300,000	350,100	367,700	393,800	
98	300,500	350,500	368,200	394,100	
99	301,700	351,000	368,700	394,400	
100	302,800	351,400	369,200	394,700	
101	304,000	351,900	369,800	395,000	
102	305,100	352,300	370,300	395,300	
103	306,300	352,800	370,800	395,600	
104	307,500	353,200	371,200	395,900	
105	308,600	353,500	371,800	396,200	
106	309,900	354,000	372,300	396,500	
107	311,100	354,400	372,800	396,800	
108	312,300	354,700	373,300	397,100	
109	313,500	355,200	373,900	397,400	
110	314,300	355,700	374,300	397,700	
111	315,000	356,200	374,800	398,000	
112	315,700	356,700	375,300	398,300	

113	316,300	357,200	375,900	398,600	
114	317,000	357,700	376,200	398,900	
115	317,300	358,200	376,500	399,200	
116	317,900	358,600	376,800	399,500	
117	318,600	359,000	377,100	399,800	
118	319,000	359,400	377,400	400,100	
119	319,600	359,900	377,700	400,400	
120	320,200	360,400	378,000	400,700	
121	320,800	360,800	378,300	401,000	
122	321,200	361,300	378,600	401,300	
123	321,700	361,800	378,900	401,600	
124	322,200	362,300	379,200	401,900	
125	322,700	362,600	379,500	402,200	
126	323,100		379,800	402,500	
127	323,500		380,100	402,800	
128	323,800		380,400	403,100	
129	324,100		380,700	403,400	
130	324,500		381,000	403,700	
131	324,900		381,300	404,000	
132	325,300		381,600	404,300	
133	325,600		381,900	404,600	
134	325,800		382,200	404,900	
135	326,100		382,500	405,200	
136	326,500		382,800	405,500	
137	326,700		383,100	405,800	
138	326,900		383,400	406,100	
139	327,200		383,700	406,400	
140	327,500		384,000	406,700	
141	327,800		384,300	407,000	
142	328,000		384,600	407,300	
143	328,300		384,900	407,600	
144	328,700		385,200	407,900	
145	328,900		385,500	408,200	
146	329,100		385,800	408,500	
147	329,300		386,100	408,800	
148	329,700		386,400	409,100	
149	329,900		386,700	409,400	
150	330,200		387,000	409,700	
151	330,600		387,300	410,000	

152	331,000		387,600	410,300	
153	331,400		387,900	410,600	
154	331,700		388,200	410,900	
155	332,100		388,500	411,200	
156	332,500		388,800	411,500	
157	332,900		389,100	411,800	
158	333,200		389,400	412,100	
159	333,600		389,700	412,400	
160	333,900		390,000	412,700	
161	334,300		390,300		
162	334,600		390,600		
163	335,000		390,900		
164	335,400		391,200		
165	335,800		391,500		
166	336,100		391,800		
167	336,500		392,100		
168	336,900		392,400		
169	337,300		392,700		
170	337,600		393,000		
171			393,300		
172			393,600		
173			393,900		
174			394,200		
175			394,500		
176			394,800		
177			395,100		
178			395,400		
179			395,700		
180			396,000		
181			396,300		
182			396,600		
183			396,900		
184			397,200		
185			397,500		
186			397,800		
187			398,100		
188			398,400		
189			398,700		
190			399,000		

191			399,300		
192			399,600		
193			399,900		
194			400,200		
195			400,500		
196			400,800		
197			401,100		
198			401,400		
199			401,700		
200			402,000		
201			402,300		
202			402,600		
203			402,900		
204			403,200		
205			403,500		
206			403,800		
207			404,100		
208			404,400		
209			404,700		
再任用職員	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、市民医療センターに勤務する助産師、看護師及び准看護師に適用する。

## 議案第43号

市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第1条 市長及び副市長の給与に関する条例(昭和43年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の227.5」を「100分の225」に改める。

(戸田市議員報酬及び議員の費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 戸田市議員報酬及び議員の費用弁償等に関する条例(昭和36年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

第4条 戸田市議員報酬及び議員の費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の227.5」を「100分の225」に改める。

(戸田市教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部改正)

第5条 戸田市教育委員会教育長の給料等に関する条例(昭和39年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

第6条 戸田市教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の227.5」を「100分の225」に改める。

### 附 則

この条例中第1条、第3条及び第5条の規定は公布の日から、第2条、第4条及び第6条の規定は令和2年4月1日から施行する。

令和元年11月22日提出

戸田市長 菅原文仁

## 議案第50号

### 公益的法人等への戸田市職員の派遣等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項並びに第9条の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

第2条 任命権者は、法第2条第1項各号に規定する団体のうち、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。

- (1) 社会福祉法人戸田市社会福祉協議会
- (2) 社会福祉法人戸田蕨福社会
- (3) 公益財団法人戸田市文化スポーツ財団
- (4) 社会福祉法人戸田市社会福祉事業団
- (5) 公益財団法人戸田市水と緑の公社
- (6) 公益財団法人戸田市国際交流協会
- (7) 公益社団法人戸田市シルバー人材センター

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用される職員を除く。）
- (2) 非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用される職員を除く。）
- (3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（規則で定める職員を除く。）
- (4) 戸田市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第22号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員
- (5) 地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当



して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

3 法第2条第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第1項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員の職員派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事項
- (2) 当該職員の派遣先団体における業務の従事の状態の連絡に関する事項（派遣職員の職務への復帰）

第3条 法第5条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 職員派遣をされた職員（以下「派遣職員」という。）が派遣先団体の役職員の地位を失った場合
- (2) 派遣職員の職員派遣が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合
- (3) 派遣職員の職員派遣が前条第1項に規定する取決めに反することとなった場合
- (4) 派遣職員が地方公務員法第28条第1項第2号又は第3号に該当することとなった場合
- (5) 派遣職員が地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合
- (6) 派遣職員が地方公務員法第29条第1項第1号又は第3号に該当することとなった場合
- (7) 派遣職員が水難、火災その他の災害により生死不明若しくは所在不明となった場合  
(派遣職員の給与)

第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び現業職員（地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であつて、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第6条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、管理職手当、管理職特別勤務手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ

100分の100以内を支給することができる。

- 2 前項の規定により支給する給与に関する職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号。以下「給与条例」という。）及び戸田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成13年条例第7号）の規定の適用については、派遣先団体における業務の従事を本市における勤務と、その就業の場所を勤務する公署と、派遣先団体における休日、休暇、労働時間その他の労働条件を本市の休日、休暇、勤務時間その他の勤務条件とみなす。

（職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例）

- 第5条 職員派遣後職務に復帰した職員（企業職員である職員及び現業職員である職員を除く。第7条において同じ。）に関する給与条例第18条第1項の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤を含む。第7条及び第9条において同じ。）を公務とみなす。

（派遣職員の復帰時における処遇）

- 第6条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職務に復帰した職員に関する職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の特例）

- 第7条 職員派遣後職務に復帰した職員に関する職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第16号）第13条第2項第1号の規定の適用については、派遣先団体において就いていた業務を公務とみなす。

（企業職員又は現業職員である派遣職員の給与の種類）

- 第8条 企業職員又は現業職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、管理職手当、管理職特別勤務手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

（派遣職員の業務上等の災害に対する給付等に係る補償）

- 第9条 市は、派遣職員が派遣先団体において就いていた業務による災害に対する労働者災害補償保険法の規定による保険給付等が、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定による補償等に満たないときは、そ

の派遣職員又はその遺族に対し、その満たない分に相当する額の補償を行うものとする。

(報告)

第10条 任命権者(市長である任命権者を除く。)は、規則で定めるところにより、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等及び職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況等を市長に報告しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(戸田市職員定数条例の一部改正)

2 戸田市職員定数条例(昭和39年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

(8) 公益的法人等への戸田市職員の派遣等に関する条例(令和元年条例第 号)第2条第1項の規定により公益的法人等に派遣されている職員  
第2条第3項中「前項第3号から第7号まで」を「前項第3号から第8号まで」に改める。

(戸田市職員公務災害見舞金支給条例の一部改正)

3 戸田市職員公務災害見舞金支給条例(昭和49年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条に次に1号を加える。

(5) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用を受ける者  
第8条中「又は学校医等補償条例」を「、学校医等補償条例又は労働者災害補償保険法」に改める。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(派遣職員に関する特例)

第11条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される戸田市職員の処遇等に関する条例(平成22年条例第13号)第2条第1項の規定により外国の地方公共団体の機関等に派遣されている職員及び公益的法人等への戸田市職員の派遣等に関する条例(令和元年条例第 号)第2条第1項の規定に

より公益的法人等に派遣されている職員に関するこの条例の適用については、派遣先団体の業務上の災害は、第1条に規定する公務上の災害とみなす。

令和元年11月22日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第51号

戸田市防災減災基金条例

(設置)

第1条 災害に強いまちづくりを推進するために実施する防災又は減災の事業の資金に充てるため、戸田市防災減災基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置の目的に該当する場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年11月22日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第52号

戸田市情報公開条例及び戸田市個人情報保護条例の一部を改正する条例  
(戸田市情報公開条例の一部改正)

第1条 戸田市情報公開条例(平成11年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「当該審査請求があった日から起算して14日以内に」を「遅滞なく」に改め、同条第2項中「弁明書」の次に「その他当該審査請求に係る関係資料」を加え、同条第3項中「日から起算して60日以内に」を「場合は」に改め、「審査し」の次に「、速やかに」を加える。

(戸田市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 戸田市個人情報保護条例(平成11年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「当該審査請求があった日から起算して14日以内に」を「遅滞なく」に改め、同条第2項中「弁明書」の次に「その他当該審査請求に係る関係資料」を加え、同条第3項中「日から起算して60日以内に」を「場合は」に改め、「審査し」の次に「、速やかに」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の戸田市情報公開条例及び第2条の規定による改正後の戸田市個人情報保護条例の施行前にされた審査請求については、なお従前の例による。

令和元年11月22日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第53号

戸田市手数料条例の一部を改正する条例

戸田市手数料条例(昭和41年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号中「別表第28項から第30項まで」を「別表第27項から第29項まで」に改める。

別表中第27項を削り、第28項を第27項とし、第29項から第48項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年11月22日提出

戸田市長 菅原文仁

## 議案第54号

戸田市スポーツセンター条例の一部を改正する条例

戸田市スポーツセンター条例（昭和55年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「及びこれに附属する設備」を「(附属設備を含む。以下同じ。)」に改め、同条第3号中「その他」の次に「スポーツセンターの」を加える。

第5条中「施設等」を「施設」に改める。

第7条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) スポーツセンターの設置の目的に反するとき。
- (2) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) スポーツセンターの施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 戸田市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）に規定する暴力団並びに暴力団員及び暴力団関係者の利益になると認めるとき。
- (5) その他スポーツセンターの管理上支障があると市長が認めるとき。

第8条の見出し中「譲渡」を「譲渡等」に改め、同条中「第7条」を「第6条」に改める。

第9条第1項及び第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第10条中「施設等」を「スポーツセンターの施設」に、「終わった」を「終わった」に、「当該施設等」を「当該施設」に改め、「また」を削る。

第11条中「、附属設備等」を削る。

第16条を削る。

第15条中「責」を「責め」に改め、同条を第16条とする。

第14条中「減額又は」を「減額し、又は」に改め、同条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(回数券及びプリペイドカードによる使用料の納付)

第14条 次に掲げるスポーツセンターの施設に係る個人の使用については、当該施設の使用料に相当する回数券の提出又はプリペイドカードの使用をもって、前条の使用料の納付に代えることができる。

- (1) 体力測定室及びトレーニング室 回数券
- (2) 屋内プール プリペイドカード

2 前項の回数券及びプリペイドカードの種類及び料金は、別表第2のとおりとする。



第17条第1項中「設置」の次に「の」を加え、同項第2号中「(設備及び物品を含む。以下同じ)」を「及び物品(以下「施設等」という)」に改める。

第19条第1項第2号中「スポーツセンターの施設」を「施設等」に改める。

第20条中「施設」を「施設等」に改める。

第25条中「減額又は」を「減額し、又は」に改める。

第26条中「施設等」を「スポーツセンターの施設」に改める。

別表第1の1基本使用料の表中

屋外プール	一般・学生	専用	夏期	2時間	5,280	
	児童・生徒	専用	夏期	2時間	2,640	
	一般・学生	個人	夏期	1回	130	
	児童・生徒	個人	夏期	1回	60	
屋内プール	一般・学生	専用	冬期	2時間	13,200	
	児童・生徒	専用	冬期	2時間	6,600	
	一般・学生	個人	夏期	1回	130	
			冬期	1回	390	
	児童・生徒	個人	夏期	1回	60	
			冬期	1回	260	
大会議室	2時間			2時間	790	

を

屋内プール	一般・学生	専用	2時間	15,400	
	児童・生徒	専用	2時間	7,700	
	一般・学生	個人	2時間	440	

	児童・生徒	個人	2時間	220		
大会議室	2時間		2時間	790		

に改める。

別表第1の2プール、体力測定室及びトレーニング室回数券の表を削り、同表中「3 使用料の加算」を「2 使用料の加算」に改め、同表備考第4項を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第14条関係）

回数券及びプリペイドカードの種類等

区分	種類	金額（円）
回数券	10円券（11枚つづり）	100
	60円券（11枚つづり）	600
	120円券（11枚つづり）	1,200
プリペイドカード	1,100円分	1,000
	3,300円分	3,000
	5,500円分	5,000

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年11月22日提出

戸田市長 菅 原文 仁

## 議案第55号

戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例の一部を改正する条例

(戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第24号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

戸田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例

目次を次のように改める。

### 目次

第1章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 総則(第1条—第3条)

第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準(第4条)

第2款 運営に関する基準(第5条—第34条)

第3款 特例施設型給付費に関する基準(第35条・第36条)

第3節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準(第37条)

第2款 運営に関する基準(第38条—第50条)

第3款 特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)

第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(第53条—第61条)

### 附則

「第1章 総則」を「第1章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準」に改める。

第1条の前に次の節名を付する。

第1節 総則

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第

10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第22号を第27号とし、第17号から第21号までを5号ずつ繰り下げ、同条第16号中「法第28条第4項の規定」を「法第28条第4項」に、「法第30条第4項の規定」を「法第30条第4項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第15号を第20号とし、第14号を第19号とし、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、同号の前に次の5号を加える。

(12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

(13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。

(14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

(15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第2章の章名、同章第1節から第3節までの節名、第3章の章名及び同章第1節から第3節までの節名を削る。

第4条の前に次の節名及び款名を付する。

第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準

第4条の見出しを削り、同条第1項中「この章」を「この節」に改め、同条の次に次の款名を付する。

第2款 運営に関する基準

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、

「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する正当な理由」を「正当な理由」に改め、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項及び第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に規定する」を「の規定による」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を「特定教育・保育」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市が定める額とする。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法

第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を「掲げる額」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては、主食の提供に係る費用に限る。）」を「（次に掲げるものを除く。）に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校

第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条の見出し並びに同条から第26条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子ども

に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「当該支給認定子ども」を「当該教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条の次に次の款名を付する。

#### 第3款 特例施設型給付費に関する基準

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、この章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第36条第1項中「次項」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「この章」を「前款」に、「と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とす



る」を「と」、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする」に改め、同条の次に次の節名及び款名を付する。

### 第3節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

#### 第1款 利用定員に関する基準

第37条の見出しを削り、同条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「(事業所内保育事業を除く。)の」に、「この章」を「この節」に、「の数を」を「の数は、家庭的保育事業にあつては」に、「をいう。）」を「をいう。第42条第3項第1号において同じ。）」に、「あつてはその利用定員の数を」を「あつては」に、「附則第6項」を「附則第4項」に改め、同条の次に次の款名を付する。

#### 第2款 運営に関する基準

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項各号列記以外の部分中「この項」を「この項から第5項ま

で」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「をいう」を「をいう。以下この条において同じ」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が相当と認めるもの（附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所に

において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）」を「特定地域型保育」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市が定める額とする。）」を「掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型

保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を「掲げる額」に改め、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。)について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項に、「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)」と、第14条第1項及び」を「第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、」に改め、同条の次に次の款名を付する。

### 第3款 特例地域型保育給付費に関する基準

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定こどもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「特別利用地域型保育を含むものとして、この章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する」を「特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは

「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項とする」に改める。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する」を「特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする」に改める。

本則に次の1章を加える。

## 第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

(趣旨)

第53条 法第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。）の運営に関する基準は、この章に定めるところによる。

(教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録)

第54条 特定子ども・子育て支援提供者（法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）は、特定子ども・子育て支援（同条第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用料及び特定費用の額の受領)

第55条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提

供したときは、施設等利用給付認定保護者（法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。）から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価（子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定する費用（以下「特定費用」という。）に係るものを除く。以下「利用料」という。）の額の支払を受けるものとする。

- 2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

（領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付）

第56条 特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、前条第2項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。

- 2 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

（法定代理受領の場合の読替え）

第57条 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前2条の規定の適用については、第55条第1項中「額」とあるのは「額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第1項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第2項中「前項の場合において、」とあるのは「法第30条の11第3項の規

定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市町村及び当該」と、「交付し」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知し」とする。

(施設等利用給付認定保護者に関する市への通知)

第58条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども（法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。）に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市に通知しなければならない。

(施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第59条 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(秘密保持等)

第60条 特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(記録の整備)

第61条 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第58条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。



附則第2項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。)をいう。)とあるのは「定める額という。))」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。))から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。))を受ける者を除く。以下この項において同じ。))」に、「(法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。))を除く。))」に改める。

附則第4項及び第5項を削り、附則第6項を附則第4項とし、附則第7項中「特定地域型保育事業者」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。))」を加え、「5年」を「10年」に改め、同項を附則第5項とする。

(戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例の一部改正)

第2条 戸田市子どものための教育・保育給付に関する条例(平成27年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改め、同条第2項中「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改める。

第5条中「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改める。

別表の表及び別表備考第2項中「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に、同表備考第3項中「支給認定区分」を「認定区分」に、同表備考第6項中「第20条」を「第21条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年11月22日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第56号

戸田市青少年の広場条例の一部を改正する条例

戸田市青少年の広場条例（平成18年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

新曽青少年の広場	戸田市大字新曽766番
----------	-------------

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年11月22日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第57号

戸田市奨学資金条例の一部を改正する条例

戸田市奨学資金条例（昭和40年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「で、学校長が推薦した者」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年11月22日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第58号

戸田市学校運営協議会委員の報酬及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

戸田市学校運営協議会委員の報酬及び旅費に関する条例（平成30年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年11月22日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第59号

戸田市スポーツセンター屋内プール新築工事請負変更契約について  
戸田市スポーツセンター屋内プール新築工事請負変更契約をするについて、  
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年  
条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 戸田市スポーツセンター屋内プール新築工事
- 2 場 所 戸田市大字新曾字稻荷1286番外
- 3 工事内容 戸田市スポーツセンター屋内プールの新築に伴う工事
- 4 金 額 変更前 金1,380,240,000円  
変更後 金1,435,000,000円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金107,400,927円)
- 5 工 期 令和2年2月15日まで
- 6 契 約 者 さいたま市大宮区浅間町二丁目252番地  
佐田建設株式会社 さいたま支店  
支店長 中 村 賢 市

令和元年11月22日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第60号

図書館・郷土博物館設備改修工事請負変更契約について

図書館・郷土博物館設備改修工事請負変更契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第9号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工事名 図書館・郷土博物館設備改修工事
- 2 場 所 戸田市大字新曾字稻荷1707番外
- 3 工事内容 図書館・郷土博物館の設備改修に伴う工事
- 4 金 額 変更前 金729,291,600円  
変更後 金743,792,940円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金55,432,440円)
- 5 工 期 令和2年1月31日まで
- 6 契約者 上尾市緑丘三丁目4番25号  
株式会社島村工業 上尾支店  
支店長 島 村 貴 夫

令和元年11月22日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第61号

新曾中学校教室棟（北校舎）増築等工事請負変更契約について

新曾中学校教室棟（北校舎）増築等工事請負変更契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 新曾中学校教室棟（北校舎）増築等工事
- 2 場 所 戸田市大字新曾字稻荷1448番外
- 3 工事内容 新曾中学校教室棟（北校舎）の増築等に伴う工事
- 4 金 額 変更前 金886,680,000円  
変更後 金910,915,345円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金67,883,212円)
- 5 工 期 令和2年2月28日まで
- 6 契 約 者 さいたま市大宮区浅間町二丁目252番地  
佐田建設株式会社 さいたま支店  
支店長 中 村 賢 市

令和元年11月22日提出

戸田市長 菅 原 文 仁

## 議案第62号

### 訴訟上の和解について

次のとおり和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める。

#### 1 事件名

（略）

#### 2 当事者

原告 （略）

被告 戸田市

#### 3 和解内容

- (1) 被告は、原告に対し、本件解決金として、30万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前項の金員を和解成立後に、原告が指定する口座に振り込む方法で支払う。ただし、振込手数料は、被告の負担とする。
- (3) 被告は、今後とも本件事故を忘れることなく同種事故の再発防止に努めるものとする。
- (4) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (5) 原告と被告の間には、本件に関し、本和解内容に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、各自の負担とする。

#### 4 和解理由

原告が裁判所からの和解案に応じたため、原告と被告の間の紛争を早期に解決すべく、和解しようとするものである。

令和元年11月22日提出

戸田市長 菅原文仁



議案第63号

指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
戸田市新曽南多世代交流館
- 2 指定管理者候補者の名称  
戸田市上戸田4丁目8番1号  
公益財団法人戸田市文化スポーツ財団
- 3 指定する期間  
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで  
令和元年11月22日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第64号

指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
上戸田地域交流センター  
戸田市立図書館上戸田分館
- 2 指定管理者候補者の名称  
東京都足立区足立4丁目28番10号  
フレンドシップ上戸田共同事業体
- 3 指定する期間  
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで  
令和元年11月22日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第65号

指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
戸田市立児童センターこどもの国  
児童センターこどもの国第1学童保育室  
児童センターこどもの国第2学童保育室
- 2 指定管理者候補者の名称  
久喜市上内1446番地1  
社会福祉法人さきたま会
- 3 指定する期間  
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで  
令和元年11月22日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第66号

戸田市の特定の事務を取り扱う郵便局の事務を取り扱う期間の変更及び指定の取消しについて

平成19年12月議会において議決を得た、下表に掲げる戸田市の特定の事務を取り扱う郵便局（以下「事務取扱郵便局」という。）について、下記のとおり事務を取り扱う期間について変更し、及び指定を取り消すため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第5項後段において準用する同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 事務取扱郵便局の事務を取り扱う期間は、令和2年4月1日から令和2年9月30日までとする。
- 2 事務取扱郵便局の指定を令和2年9月30日をもって取り消す。

No.	名称	位置
1	戸田喜沢郵便局	戸田市喜沢2丁目39番地の11
2	戸田新曾南郵便局	戸田市新曾南2丁目2番29号
3	戸田笹目郵便局	戸田市笹目2丁目24番地の10

令和元年11月22日提出

戸田市長 菅原文仁